舟橋村選挙管理委員会告示第25号

投票所の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和8年10月18日執行の舟橋村長選挙における投票所を次のとおり定める。

令和8年10月13日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

投票区名	投票所の場所
舟橋村投票区	舟橋村海老江147番地　舟橋会館大ホール